

# 令和5年度 後期選抜募集要項



福島県立原町高等学校

〒975-0014 福島県南相馬市原町区西町三丁目 380 番地

TEL(0244)23-6196 FAX(0244)23-7909

## 1 募集定員

全日制の課程普通科募集定員 160 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。  
ただし、前期選抜により定員を充足しない場合において実施する。

## 2 出願資格

下記(1)又は(2)に該当する者。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(3) 通学区域は、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 3 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 出願期間及び願書受付

(1) 出願期間 令和5年3月16日(木)から3月17日(金)までとする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和5年3月17日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(4) 受験票及び入学検定料納付済証明書は願書受付時に交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、あるいは所定の手続きを経ないで他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

## 5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)

② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)

③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)

④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書(上記(1)①に同じ)

② 健康診断書(令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの)

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿(県所定様式)を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」(県所定様式)又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県所定様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(県所定様式)を交付する。

- (3) 提出期間は、令和5年3月16日(木)から3月22日(水)までとする。

郵送の場合には、3月22日(水)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 7 県外等からの出願

- (1) 県外からの志願者は、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(県所定様式)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。

- 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 8 出願先変更

- (1) 志願者は、令和5年3月20日(月)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (2) 出願先変更の手続きは「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(県所定様式)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 選抜方法及び選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

### (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は35点満点として、合計170点満点とする。

### (2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(数学及び外国語(英語))を含む。面接については点数化し、100点満点とする。

### (3) 小論文

資料を読み、設問に対して自分の意見等を解答する小論文とする。小論文については点数化し、100点満点とする。

## 11 面接・小論文の日時及び会場

(1) 日 時 令和5年3月23日(木) 9時00分～

(2) 会 場 福島県立原町高等学校

(3) 日 程 ① 受付(生徒昇降口) 8時20分～8時40分

② 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

③ 小論文 9時00分～9時40分

④ 面接 10時00分～

(4) 持参するもの 受験票、筆記用具、上ばき

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 12 合格者発表

(1) 令和5年3月24日(金) 午後3時以降に本校において発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(県所定様式)を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 13 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置については「令和5年度福島県高等学校入学者選抜実施要綱」によるものとする。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

### ① 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(県所定様式)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(県所定様式)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(県所定様式)により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

### ② 上記①以外の者

志願者は、「受験上の配慮申請書」(県所定様式)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(県所定様式)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

(3) 「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。